差し替え

海上自衛隊の個人情報ファイルの不適切な取り扱いに係る 警務隊の捜査について

(参考1)

事案発生の経緯

- ①平成27年頃、海上幕僚監部の人事担当部局において<u>個</u>人情報ファイルが作成される。
- ②平成28年3月、当時、海上幕僚監部に勤務していた<u>違</u> <u>反隊員</u>が、共有フォルダに保存されていた当該個人情報 ファイルを発見し、<u>自身の業務用パソコンに保存</u>。
- ③平成30年3月、違反隊員は、海上自衛隊補給本部に異動。同僚隊員に異動先の業務用パソコンに送信させる。
- ④違反隊員は、当該個人情報ファイルの内容を織り交ぜて 以下の隊員と会話を行った。
 - ・平成30年8月、女性隊員A
 - ・平成31年2月、女性隊員B
 - ・平成31年3月、女性隊員C

←時効?

- ⑤平成31年4月、違反隊員が本来知るはずのない、<u>女性</u> 隊員の家族状況等を知っていることを不審に思い、先輩 隊員に相談することで<u>本件が発覚</u>。
- ⑥令和元年5月、調査を開始。
 - ・違反隊員、被害隊員、海上幕僚監部人事担当部局所属 隊員等、<u>多数の者の聞き取りを実施</u>。
- ⑦令和3年3月15日、<u>違反隊員に停職5日の懲戒処分</u>を 宣告。

1. 個人情報に係る法律の観点

- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第55条の罰則の対象:<u>専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密</u> に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき
- ・本件では、<u>平成28年3月に個人情報ファイルを違反者自身が使用するパソコンに保存しており、この時点が「収集」の起点</u>になる。
- 2. 刑事訴訟法に係る法律の観点
 - · 刑事訴訟法

第250条第2項第6号: 犯罪発生から3年を経過すると公訴時効。

- 3. 本件の発覚経緯
 - ・本件は、平成28年3月に「収集」行為。
 - ・平成31年3月で3年経過。
 - ・被害女性隊員らが、違反者のセクハラ行為を部隊に訴え出たのが平成31年4月。

出所:防衛省人事教育局2021年3月23日提供 赤字加筆:阿部知子事務所

行政機関等における個人情報の ライフサイクルと取扱いのルール

個人情報の取扱いのライフサイクル図



それでは、行政機関、独立行政法人等が守る べき個人情報の取扱いルールの内容を、もう 少し詳しく見てみよう。



個人情報の取扱いのルール

■ 保有の制限

- ・個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければなりません。
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。

2 利用目的の明示

・本人から直接書面で個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ本人に対して 利用目的を明示しなければなりません。

国 正確性の確保

・利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように 努めなければなりません。

☑ 安全確保の措置

・保有個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければなりません。

回 従事者の義務

業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用 してはなりません。

□ 利用及び提供の制限

- ・法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を利用・提供する ことは、禁止されています。
- ・ただし、以下の場合には、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれが ないことを前提に、目的外の利用・提供が認められています。

①本人の同意があるとき、本人に提供するとき

②行政機関等の内部での目的外利用で「相当な理由」のあるとき

③他の行政機関等への目的外提供で「相当な理由」のあるとき

④行政機関等以外の者への目的外提供で「特別の理由」のあるとき

出所:総務省「行政機関と独立行政法人個人情報保護法」(令和2年度版)パンフレットより抜粋 P.3.P.4

資料(3) 連合審査会 総務委員会 衆議院内閣委員会 2021/3/24 阿部知子 立民

令和元年度における行政機関等個人情報保護法の 施行の状況について

(行政機関個人情報保護法)

(独立行政法人等個人情報保護法)

個人情報の不適正管理事案の発生元 (3)

委託先の管理下で発生した件数は412件 行政機 表24のとおり、 令和元年度における個人情報の不適正管理事案の発生元をみると、 関の管理下で発生した件数が788件 (65.7%) である。 (34.3%)

個人情報の不適正管理事案の発生元 表24

· .

			į		
		令和元年度	F度	平成30年度	使
個人情報	個人情報の不適正管理事案の件数(再掲)	1,200	(100)	1, 121	(100)
	行政機関が管理	788	(65.7)	703	(62.7)
	委託先が管理	412	(34.3)	417	(37.2)
(共)	一部の事案について発生元が不明で分類できない場合があるため、 案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。	分類できない場合 -致しない。	育があるため、	「個人情報の不適正管理事	薗正管理事

関係者の処分等 (2)

2 令和元年度における個人情報の不適正管理事案に係る関係者の処分等は、表26のとお となっている。 63件(個人情報の不適正管理事案全体の5.3%)

懲戒処分が1件で その内訳としては、訓告、厳重注意など懲戒処分以外の措置が62件、

関係者の処分等

表26

(個人情報の不適正 8機関(個人情報の不適正 管理事案のある機関は24) 7機関(個人情報の不適 管理事案のある機関は23) % 関係者の処分等 実施機関数 単位: 件 (参札) 重注意な ど懲戒処 分以外の 措置 (5.2)(5.3)5962 (再掲) 懲戒 処分 (0.1)(0, 4)(再掲) 個人情報の不適正管理事案の件数 うち保護法 の罰則要件 関係者の処分等 に該当 9 9 0 0 刑事告発 9 9 0 0 (5.3)(5.6)631, 121 1,200 (100)(100)30 年度 庚 令和元年度 平成 #

より阿部知子事務所抜粋 (令和3年3月) 出所:総務省行政管理局情報公開·個人情報保護推進室

個人情報保護委員会の活動実績(令和元年度)

<個人情報の監督等の実績>

 1,066件 個人データの漏えい等事業の報告の受付件数
 294件 報告徴収
 6件 立入検査
 5件 動告
 131件 指導・助言
 2件 命令

※命令については令和2年度上半期の実績

<国際的な取組の実績>



20件 外国機関等との 対話実績件数 (局長級以上)



く広報・啓発の実績>

103件 (約13,800人参加) 個人情報保護法に関する説明会開催件数 90件 (約8,140人参加)

マイナンバーの安全管理 措置等に関する説明会 開催件数

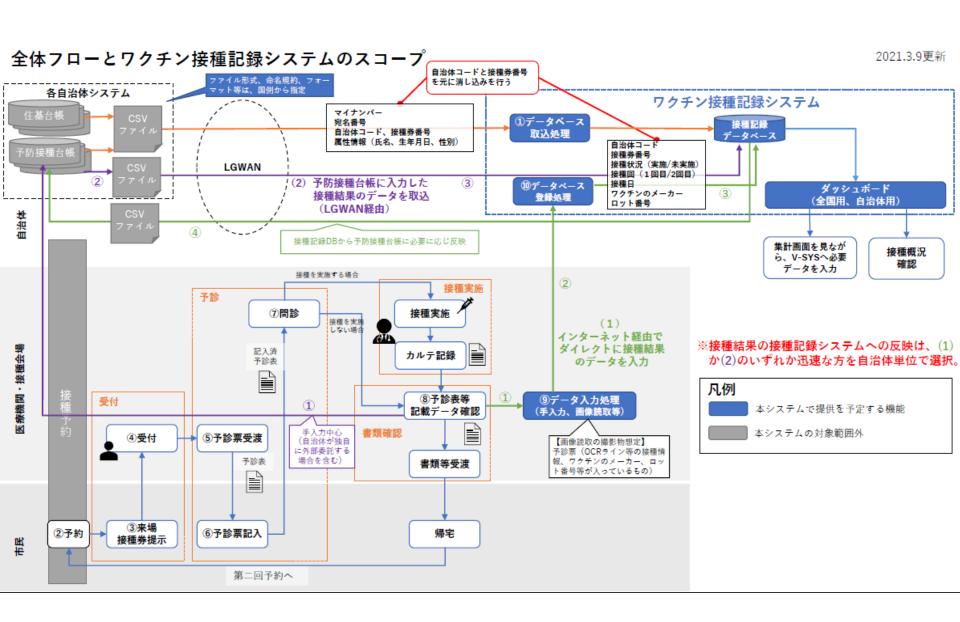
く窓口での相談受付の実績>

16,518件

911件

マイナンバー苦情あっせん相談窓口受付件数

出所:内閣府



出所:内閣府CIOポータルサイト(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/covid-19_vaccine_flow_210309_1300.pdf)より

資料(6) 連合審査会 総務委員会 2021/3/24 衆議院内閣委員会 阿部知子 公闲

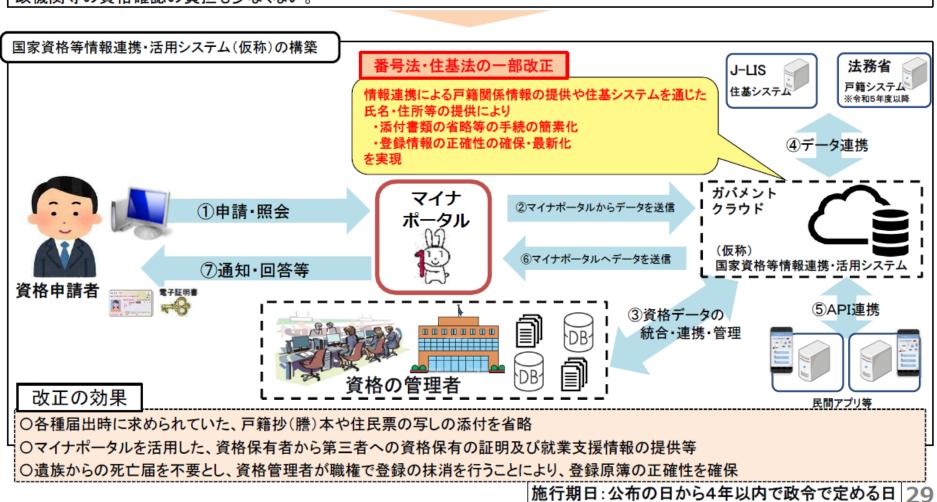
ワクチン接種記録システムを活用した転入者への対応について

- 転入者が転出元自治体で発行された旧接種券を持参していない場合の対応 . თ
- 転入者に対し、新接種券を発行するためには、転入者本人の同意の上、 ステム上における接種記録の確認が必要なことを伝達する。
- 新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書(別添参考様式参照)に転入者 (3)
- 代理人による申請も可。(ただし、下記③において(i)「転出元自治体と 本人同意が必要。 マイナンバー」をキーにした検索を実施する場合は、 *
- (記録照会のための VRS の詳細な操作 VRS を用いて接種記録を照会する。 手順は追って提示予定)
- ((ii) 「転出元自治体と3情報」をキーにして検索した場合に複数の者が ※ 記録照会にあたっては、(i)「転出元自治体とマイナンバー」、又は(ii) 「転出元自治体と3情報」をキーにして検索を実施することが可能。 転出元自治体に対して確認が必要。) 該当した場合は、
- 同意が得られなかった場合は、個別の事情に応じて丁寧に対応の上、必 新接種券を発行する。
- 記録照会の結果を確認の上、以下の対応を行う。 4
- 1回接種済の場合:旧接種券の残っている接種券および予診のみ券部分 を依頼 の廃棄(又は転入先自治体へ後日返送)
- 未接種の場合:旧接種券すべての廃棄(又は転入先自治体への後日返送) を依頼
 - ※照会結果が本人の認識と異なる場合、転出元自治体に確認を行う。
- VRS における転入処理を行う。(転入処理時における VRS の詳細な操作手 順は追って提示予定) (2)
- 新接種券の発行処理を行う。(発送又は窓口交付) 9
- 0 転入先自治体における接種の流れや予約の方法等について説明を行 (<u>C</u>)

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。



出所:内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室